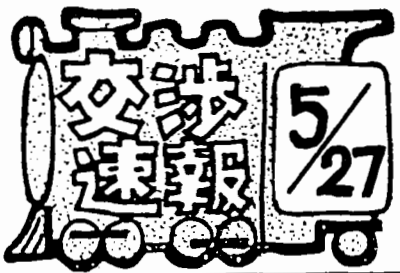


内房線安房鴨川駅構内での

5/24

脱線事故で抗議交渉



既得権の一方的剥奪攻撃をはね返し、運転保安を確立しよう



82.5.29
No.1056
国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五〜六（公衆）四三三〇〜二七二〇七

5月24日発生した「安房鴨川駅構内留置線における脱線事故」に対し、動労千葉は、5月27日、各支部代表・乗務員分科役員も含めて、千鉄当局に対する抗議交渉を行った。

当局は早急に事故原因を明らかにせよ

今回の事故は、事故発生後3日尚を経過しても未だに原因究明がされてない。幸い傷害事故は発生しなかったものの、脱線した5両目の車両は5番線の留置車に衝突しており、そこでは検査係が作業をしていたのである。一歩まちがえば大惨事となるところであった。事故の直接的原因であるとする「54号転てつ器（YSS型）」は入信表示通り4番線に府通しているが、前4両は4番線に、5両目は全軸脱線し、6両目は絶対進入不可能なはずの6番線に脱線もななく進入していたのである。

われわれは、今回の事故を、原因不明のミスであり「脱線」で片づけることはできず、「当局は運転保安上の重大問題として早急にその原因を究明し対処せよ」との追及を行った。全国の多くの取場で今回の事故の発生した状態と同じ留置線で仲間の仕事をしているし、他にも同じ形式のポイントの上を列車が通過しているのであり、事故原因がはっきりしない限り、この種の事故が再び起らない

とは言いきれない。オ一の問題点はこの点であり、当局に強く迫った。

異常時における勤務の取扱いを確立せよ

オ二に、事故発生後、関係区の職員は公休日の職員も含め復旧作業を行ったが、当局は「勤務の厳正」と称して、公休日労働の職員に対し相応の措置することを不当にも拒否している問題がある。周知の通り「公休日労働」については労働基準法にも明記されているように、「公休日に働く労働者に対し250%の割り増し給を支払う」べきであり、当然、乗務員も例外ではない。当局の言う「乗務員は内達一号の適用を受けており、公休日労働とはならない」となる「論理」は、明らかに労働基準法の精神に違反しており、その取扱いについて曲解している。

「異常時の勤務の取扱い」については従来より一定の措置をしてきたが、当局は今になって、自民党やマスコミの国鉄攻撃に迎合便

乗し、これを「悪慣行」ときめつけて、「一方的に破棄する」としてきているのである。事故復旧に關する労働現場のこの向の確認は、労働現場の奥底に心まえた当然の措置であり、組合側も多くの不満点を持ちながらも「事故復旧」の重要性に鑑みて一定の集約をし、改善を要求してきた経過があり、絶対「悪慣行」などではない。労働基準法に照してさえ全く当然の措置である。

慣行の一方的破棄を許さず

長時間にわたる抗議交渉の中で、以上の2点で当局を追及したが、当局は、「世論の厳しい中で、この向の労働使確認を実施することかできない」という主張をくり返すのみであった。

このような当局の全く反動的で硬直した対応を、われわれは怒りをもって弾劾追及し、①事故原因を早急に解明し、運転保安上の対策を立ること。②当局が今回のように硬直した対応をとる限り、今後の事故復旧については、一切責任をもちないこと。の2点を厳しく当局に通告して、今回の抗議交渉を打ち切った。

既得権の一方的剥奪を粉碎し、運転保安確立に向け、取組みを決定し、

6.5労働者集会
第二臨調基本答申粉碎！
国鉄労働運動解体攻撃粉碎！
動労千葉への
中野洋三
千葉市民会館
6月5日 17:30
動労千葉